

所管部課		政策経営部人事課		部長		藤本 貴史	
件 名		東大和市会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則について		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則						
	部課機関						
1. 要 旨 (1) 改正理由 東大和市職員の通勤手当に関する規則の一部改正に準じて、会計年度任用職員に駐車場等の料金を支給することができるように、規則の一部を改正する。 (2) 主な改正内容 駐車場等の料金（1月当たりの上限額5,000円を21で除して得た額に、現に勤務した日数を乗じて得た額）に関する規定の整備。ただし、片道2キロメートル未満の職員を除く。 なお、交通用具を使った場合の通勤手当の額の引上げについては、東大和市職員の通勤手当に関する規則の一部改正により正規職員に準じた取扱いとなる。 (3) 施行日 公布の日から施行する。 令和8年4月1日以後の勤務に係る費用弁償について適用し、同日前の勤務に係る費用弁償については、なお従前の例による。							
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 総務課による事前審査済み							
3. 留意事項（問題点等）							
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。 改正後、庁内に周知する。							
5. 審議結果 決定							